

## 平成 29 年度 外国人技能実習機構事業計画

自 平成 29 年 4 月 1 日

至 平成 30 年 3 月 31 日

外国人技能実習機構（以下「機構」という。）は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号。以下「技能実習法」という。）第 92 条第 1 項の規定に基づき、平成 29 年度の事業計画を以下のとおり定める。

### 第 1 効率的な業務運営を推進するためにとるべき措置

#### 1 効果的・効率的な業務運営体制の確立

機構の組織体制について、新たな技能実習制度において、業務を効果的・効率的に実施する観点から、以下のとおり整備することとする。

(1) 本部の総務部門は、本部における各部と緊密な連携を図りながら、本部並びに全国 13 か所の地方事務所及び同支所（以下「地方事務所等」という。）における業務の質及び量について検討を行い、必要となる人員及び事務所、物品等を確保するとともに、職員研修等の実施を通じ、機構に求められる業務を円滑に推進できる業務運営体制を早期に構築する。

(2) 本部の各部及び地方事務所等は、それぞれの情報の共有や柔軟な応援・支援体制を構築するなど、組織の縦割り化を回避し、機構組織の能力を最大限発揮し、効率的な業務運営が図られるよう努める。

#### 2 業務運営の効率化に伴う経費節減等

##### (1) 一般管理費及び業務経費の効率化

一般管理費及び業務経費については、不要な支出の削減を図るため、職員に対し、研修等の機会を通じ、「コスト意識・ムダ排除」の意識を高めることにより、省資源、省エネルギー等に努め、冗費の削減を行う。

##### (2) 契約の適正化

契約については、原則として一般競争入札によるものとし、以下の取組により、契約の適正化を推進する。

- ① 一般競争入札以外により契約を行う場合、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施する。
- ② このほか、契約については、機構会計規程第7章に基づき、適切に実施するとともに、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底したチェックを受ける。

### (3) 情報システムの構築

- ① 各部の業務運営の効率化及び情報の共有・相互活用の促進を図るため、平成29年度の前半を目途に情報システムを構築できるよう努める。
- ② その際、全ての役職員が、必要な情報を適切に識別、把握及び処理するとともに、正確な情報伝達が可能となるよう、以下の仕組みを実施する。
  - ア 機構が保有するデータの所在情報の明示
  - イ データへのアクセス権の設定
- ③ また、業務変更が生じた場合には、必要に応じ、情報システムの改変を適宜速やかに行うこととする。

## 3 事業の費用対効果

事業の実施費用を随時把握した上で、事業によって得られた効果を把握・分析し、その結果を事業実施方法の改善等につなげる。

## 第2 機構が質の高いサービスを提供するためにとるべき措置

### 1 共通事項

#### (1) 業務の計画的遂行及び進捗管理

平成29年度においては、機構の業務実施体制の整備が急務となっている中で、技能実習法による新制度施行を控え、その施行前に、全国約2,000の監理団体から本部への許可申請及び同約35,000の実習実施者から地方事務所等への技能実習計画の認定申請が見込まれているが、これを適切に受理し、必要な審査等の処理を着実に実施する必要がある。

このため、法務省入国管理局長及び厚生労働省職業能力開発局長が定める業務取扱要領に従い、本部の各部が個々の業務を円滑かつ公平・中立的

に進めていくとともに、年度内を通じて何をいつまでに行うのかを明らかにした業務運営計画を作成し、これらに沿った業務遂行を行う。

また、業務の進捗状況を役員及び幹部職員が定期的に点検し、その結果を踏まえて、業務改善を図る。

## (2) 内部統制の推進体制の整備

機構の使命を有効かつ効率的に達成するため、理事長のリーダーシップの下、内部統制が有効に機能するよう、「運営基本理念」の浸透による統制環境の確保、リスク管理委員会を中心としたリスクの評価と対応、監査室によるモニタリング等の取組を実施する。特に、すべての職員についてそれぞれの職位・職務におけるコンプライアンスの徹底を図るため、職員研修・情報提供等の取組を行う。

## (3) 情報提供及び広報の実施

技能実習制度についての正しい理解の周知・啓発を図るとともに、監理団体や実習実施者が制度をより適切に活用するための自主的な取組を促す必要があることから、関係情報を収集・整備し、これらの情報を容易に入手できるよう、ホームページ、パンフレット、リーフレット等により効果的に提供する。

また、機構における業務の内容、相談窓口の紹介、関連行事等の情報について、ホームページ等を通じて積極的に広報を行う。

## (4) 情報セキュリティの確保及び個人情報保護の推進

### ① 適正な情報管理

ア 職員に対する情報セキュリティ規程及び個人情報保護規程の周知徹底

イ 情報システムの脆弱性対策、アクセスログの定期的点検、情報リテラシーの向上、その他情報システムに係るリスクコントロールの適切な実施

ウ 情報漏えいを防止するための措置、及びシステムの維持・管理を委託する外部委託先における防止対策の実施

エ 機構が保有する個人情報の保護に関する点検活動の実施

### ② 情報漏えい等が生じた場合の対応

情報漏えい等が発生した場合は、本部総務部と直ちに連携し、事実関係の迅速な把握、当該情報の回収、二次被害の回避、関係者への謝

罪、原因究明と再発防止等の措置を早急に講じるものとする。

(5) 評議員会の設置及び意見の聴取等

機構の業務のうち技能実習法第87条第1号及びこれに附帯する業務を除くものについて、その円滑な運営を図るため、労働者代表、事業主代表及び技能実習に関して専門的な知識と経験を有する方によって構成される評議員会を設置し、意見の聴取等を行うとともに、それを業務の見直しに反映させる。

2 技能実習計画の認定に関する事項

技能実習計画は、一人ひとりの技能実習生が適正かつ効果的に技能、技術又は知識（以下「技能等」という。）の修得、習熟又は熟達（以下「修得等」という。）を行うとともに、技能実習生の保護を図るための要であることを十分認識し、下記の点を踏まえつつ認定業務を厳正に実施することとする。

(1) 適正かつ効果的な技能実習計画が策定されるための調査・指導

技能実習計画については、技能実習生ごと、かつ、技能実習の区分ごととして作成し、その目標、内容等が適切なものであるかどうか認定を行うこととした趣旨から、技能実習計画に盛り込まれる講習の内容、従事させる業務の内容、時間、指導体制等について、技能実習の目標を確実に達成することができるものとなるよう、監理団体及び実習実施者を調査・指導する。その際、以下の点にも留意するよう促すこととする。

① 技能実習生の募集時における条件の明示

技能実習生になろうとする者に対し、技能実習制度に係る関係法令について必要な説明を行うとともに、母国語で作成した文書をもって、予定されている技能実習の内容、技能実習期間中の労働条件、第2号技能実習又は第3号技能実習への移行に当たり受検が必要となる技能検定又は技能実習評価試験及びこれまでの合格実績を明示すること。

特に、賃金の決定、計算等の方法、食費・居住費等の賃金からの一部控除の取扱い、渡航費用の負担の有無等に関する条件の詳細についてあらかじめ明示すること。

② 適正な雇用契約の締結

実習実施者は、技能実習生との雇用契約を技能実習生の入国前に締

結する必要がある、技能実習生が雇用契約の内容を十分理解できるようにするため、母国語によって作成した文書による雇用契約の締結その他必要な措置を講じること。

特に、報酬については、日本人が従事する場合に支払われる報酬と同等額以上支払うとともに、第2号技能実習及び第3号技能実習の賃金が前段階の技能実習よりも上回るなど技能等の習熟度に応じた賃金の格付けを行い、休日、休暇、宿泊施設等の待遇についても、日本人と不当に差別されることのないようにすること。

また、実習実施者又は監理団体が負担すべき費用を監理費等の名目で技能実習生の報酬から控除することはできず、食費、居住費等を報酬から控除する場合についても、労働関係法令に則った労使協定の締結が必要となること。

#### ③ 技能実習を行わせる環境の整備

技能実習生については、適正に労働時間の管理を行う必要がある、技能実習の一環としてやむを得ず時間外労働や休日労働を行わせる場合には、労使協定の締結、割増賃金の支払等の労働関係法令で定める手続に則って行うこと。

また、実習実施者は、安全衛生教育の実施、就業制限規定の遵守及び健康診断の実施等、その他労働安全衛生法に基づく必要な措置を講ずる必要があること。

さらに、技能実習生が健康で快適な実習生活を送れるよう、快適な住環境を確保するとともに、食生活、医療等についての適切な助言及び援助を行うことができる体制を整備する必要があること。

#### ④ 優良な実習実施者となるための要件

第3号技能実習や受入れ人数枠の拡大が適用される優良な実習実施者となるには、技能実習生に技能等を修得等させる能力が高く、かつ、法令遵守や技能実習生の保護にも手厚く配慮している場合に限られ、所要の要件を満たす必要があること。

#### ⑤ 効果的な技能実習の実施

技能実習生に対して技能実習計画を説明し、実習の内容と修得等をすべき技能等との関係について理解を促しながら技能実習を行うこと。

⑥ 技能実習計画に沿った技能実習の実施  
認定を受けた技能実習計画どおりに技能実習が進んでいるかを常に確認しながら技能実習を行う必要があること。

⑦ 実習期間の終期まで技能実習を行わせる義務の履行  
実習実施者には認定を受けた技能実習計画に定める実習期間の終期まで技能実習を行わせる義務があり、倒産等のやむを得ない場合を除いては、実習実施者や監理団体の一方的な都合により、技能実習生が実習期間の途中でその意に反して帰国させられることがあってはならないこと。

⑧ 修得等をした技能等の評価  
実習実施者は、技能実習の第1号から第3号までのいずれの段階についても、技能実習生が当該段階において修得等をした技能等の評価を技能検定又は技能実習評価試験等により行うことで、指導内容、方法、体制等に改善すべき点がないか点検すること。

その際、受検費用については、実習実施者又は監理団体が負担する必要があること。

## (2) 認定申請の適切な受理

申請の際のトラブルを防止するため、実習実施者に対して、申請書等の記入方法、審査に要する手続や期間、手数料等について、十分に事前説明を行うとともに、申請書の受理を行う場合には必要な書類等が揃っており、記載漏れ等がないか点検確認を行う。

## (3) 適正かつ効率的な審査

効率的かつ公平・中立的に審査業務を実施できるよう、研修等を通じて審査担当者の業務能力の向上を図る。

## 3 実習実施者からの技能実習開始等に係る届出の受理に関する事項

実習実施者が技能実習を開始した場合及び技能実習を行うことが困難になった場合に、機構に届出を行うこととされており、以下の点を踏まえ、適切に業務を遂行する。

(1) 主務省令で定められた事項が記載されているか確認すること。

- (2) 技能実習生が実習期間の途中で技能実習を中止して帰国せざるを得なくなった場合には、技能実習を行わせることが困難になった事由、その発生時期及び原因を精査し、技能実習生の意に反して帰国させられるものでないことを確認すること。

#### 4 監理団体の許可に係る調査に関する事項

監理団体は、団体監理型技能実習において、実習実施者と技能実習生との間の雇用関係の成立のあっせんを行い、その後の技能実習の実施に関する監理を担う存在であり、双方に対して強い影響力を有していることから、新たな技能実習制度では、監理事業を行おうとする者は、あらかじめ許可を受けなければならないこととされている。こうした背景を十分認識し、下記の点を踏まえつつ、監理団体の許可に係る調査業務を厳正に実施することとする。

##### (1) 監理事業を行おうとする者に対する調査・指導

制度の趣旨・目的を踏まえ、監理事業を行おうとする者に対しては、以下の点に留意するよう調査・指導する。

- ① 技能実習法第3条第2項は、「技能実習は、労働力の需給の調整の手段として行われてはならない。」と規定しており、実習実施者を監理する立場の監理団体自らが、労働力不足解消につながるなどと広告して実習実施者を募集する等の行為があってはならないこと。
- ② 監理団体は、技能実習計画の作成の指導、その後の技能実習の実施の監理等を担うことから、取り扱う技能実習の職種及び作業について、日ごろから研鑽を深め、技能実習生が修得等をする技能等について高い知見を有し続ける必要があること。
- ③ 第3号技能実習や受入れ人数枠の拡大が適用される一般監理事業の許可を得るためには、技能実習生に技能等を修得等させる能力が高く、かつ、法令遵守や技能実習生の保護にも手厚く配慮している場合に限られ、所要の要件を満たす必要があること。
- ④ 技能実習を制度趣旨に沿って適切に実施するためには、制度を理解し、技能実習に対する意欲を持った技能実習生を受け入れることが必要であり、監理団体は技能実習生の選抜方法、条件、受入れ方法等に

ついて、実習実施者及び送出機関と綿密に連携すること。

- ⑤ 定期的な監査に際しては、実習実施者の担当者からの聴取だけでなく、通訳を同行させて技能実習生から技能実習の進捗状況や技能実習計画どおりに技能実習が行われているか確認すること。
- ⑥ 監理団体は、営利を目的としない法人とされており、主務省令で定められた適正な種類及び額の監理費以外の金銭を受けることは認められないこと。

## (2) 申請書の適切な受理

申請の際のトラブルを防止するため、監理団体になろうとする者に対して、申請書等の記入方法、審査に要する手続や期間、手数料等について、十分に事前説明を行うとともに、申請書の受理を行う場合には必要な書類等が揃っており、記載漏れ等がないか点検確認を行う。

## (3) 適正かつ公平な調査実施

効率的かつ公平・中立的に調査業務を実施できるよう、研修等を通じて担当者の業務能力の向上を図る。

## 5 監理団体及び実習実施者に対する指導監督

機構は、技能実習法に基づく許可を受けた監理団体及び技能実習計画の認定を受けた技能実習を実施する実習実施者に対しては、法に定められた報告を確実に実施させるとともに、実地検査において指導監督を行うことにより、法令違反が疑われる場合には、法務省及び厚生労働省等の関係行政庁とも連携し、厳正に対処する。

なお、平成29年度については、技能実習法に基づく新制度施行の最初の事業年度となることから、以下に留意しつつ、監理団体及び実習実施者に対する指導監督を実施することとする。

### (1) 実施体制の確保と担当職員の専門性の確保

技能実習法により主務大臣からの委任される指導・監督業務を的確に実施できる人員体制を早期に確保できるよう、法務省及び厚生労働省からの出向者を中心に十分な研修を早期に実施し必要な業務能力を涵養する。

### (2) 指導監督の実効性の確保

実地検査に当たっては、適時、予告をしないものも含めて行うこととし、帳簿書類の点検のほか、監理団体や実習実施者の職員、さらに技能実習生からの意見聴取など、技能実習の実施状況や技能実習生の待遇の状況を的確に把握できる方法を早期に確立し、それに従って全国斉一的に実施できるようにする。

その際、実地検査の対象とする実習実施者については、新規に実習実施者となったもののほか、既に技能実習を実施しているものについてはこれまでの指導状況等を踏まえて優先順位をつけるなどし、限られた体制を有効に活用し、効率的、効果的に指導監督を実施できるよう努める。

### (3) 新制度施行前の実地調査における問題点把握時の対応

機構においては、新制度施行の概ね5か月前から本部で監理団体の許可申請の事前受付を開始するとともに、同じく概ね4か月前からは地方事務所等で技能実習計画の認定申請の事前受付を開始することとしている。これに伴い、新制度の施行前に申請者について実地で調査・確認等を行う必要が生じるが、その際に、現行制度下での法令違反が疑われる事案を把握した場合には、当該監理団体又は実習実施者の職員に適宜注意喚起するとともに、当該把握事項について、適宜、主務省庁に報告することとする。

## 6 技能実習生の保護

現在、我が国には、20以上の国や地域から約21万人が来日し、技能実習を受けている。機構は、新たな技能実習制度の下で、主務大臣と相まって技能実習生の保護を担う主体として位置付けられたことを踏まえ、法務省及び厚生労働省と連携し、以下の措置に取り組んでいく。

### (1) 技能実習生からの通報・申告及び相談対応

実習実施者又は監理団体に法令違反等があった場合、技能実習生が当該事実を、通報・申告又は相談することができる体制を機構において早期に構築する。その際、通訳人の確保を含め、できる限り技能実習生の母国語で対応できるように努める。

### (2) 技能実習継続のための支援

技能実習を行うことが困難となった技能実習生であって引き続き技能実習を行うことを希望する者が技能実習を行うことができるよう、技能実習生からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うと

もに、実習実施者、監理団体その他関係者に対する必要な指導及び助言を行う。

その際、技能実習制度の趣旨・目的を踏まえ、技能実習生が実習実施者から人権侵害行為等を受けた場合はもとより、実習先の変更を求めることについてやむを得ない事情があると認められる場合には、技能実習生からの相談に丁寧に応じるとともに、他の実習実施者又は監理団体の下で技能実習を行えるように調整する等の実習先変更支援を行う。

さらに、監理団体や実習実施者が用意した宿泊施設を活用できない特別な事情がある場合には、新たな宿泊施設が見つかるまでの間、機構が宿泊施設を確保・提供する。

### (3) 第3号技能実習への移行希望者への支援

第2号技能実習から第3号技能実習に進む段階では、技能実習生が第3号技能実習に係る実習実施者を自ら選択することができるようになることから、技能実習生からの希望に応じ、第3号技能実習生の受入れを希望する監理団体の情報を自由に閲覧できるようにする。

### (4) 技能実習生手帳の作成・配布

法務省及び厚生労働省と連携し、技能実習生に対し、技能実習関連法令や通報・申告及び相談窓口、その他日常生活を送る上で知っておくべき知識等を記載した技能実習生手帳を作成し、技能実習生が技能実習に当たり入国時に着実に入手できるようにする。

## 7 第2号技能実習への移行対象となる職種・作業の拡大

第2号技能実習への移行対象となる職種・作業の追加を希望する業種団体等に対し、業所管省庁の同意、送出国におけるニーズの存在及び技能検定又は技能実習評価試験の構築等の必要要件を説明するとともに、職種・作業の追加に向けた具体的な作業について、法務省及び厚生労働省、関係機関と連携して、指導・助言する。

## 8 労働安全衛生に係る指導・啓発ツール等の活用

技能実習生については、母国との生活習慣や就業環境の相違に起因する安全衛生面での問題のほか、言語の相違等による不十分な意思疎通によるストレスやメンタルヘルス上の問題など、日本人労働者と異なる特殊な事情を有している。このため、技能実習生に特有の状況を踏まえた労働安全衛生に係る指導・啓発が適切に実施できるよう、これまでに厚生労働省等が作

成している業種・職種別の安全衛生マニュアル等のツールやノウハウを積極的かつ有効に活用する。

#### 9 技能実習に関する調査及び研究

新たな技能実習制度の施行に関し、機構が行う各種業務について、統計や事例集等を作成し、機構内における業務体制や業務効率の改善に向けた検討、監理団体や実習実施者への啓発等に活用するとともに、可能な限り公表することとする。

#### 10 地域協議会等を通じた関係機関との連携

機構は、業務遂行の各過程において、本部においては、法務省、厚生労働省及び関係行政機関等と、また、地方事務所等においては、地域協議会への出席等を通じ、各地域の出入国管理機関、労働基準監督機関、職業安定機関をはじめとした国の第一線機関や地方公共団体等と、それぞれ密接に連携を図ることとする。